第二十条　実施計画

1　締約国は、当初の評価の後、国内の事情を考慮して、この条約の義務を履行するために実施計画を作成し、及び実施することができる。当該実施計画については、作成の後、速やかに事務局に提出すべきである。

2　締約国は、国内の事情を考慮し、かつ、締約国会議による手引その他の関連する手引を参照して、自国の実施計画を再検討し、及び更新することができる。

3　締約国は、1及び2に規定する作業を行うに当たり、自国の実施計画の作成、実施、再検討及び更新を円滑にするため、国内の利害関係者と協議すべきである。

4　締約国は、また、この条約の実施を円滑にするため、地域の計画についても調整することができる。

第二十一条　報告

1　締約国は、この条約を実施するためにとった措置並びにこの条約の目的を達成する上での当該措置の有効性及び生じ得る課題について、事務局を通じて締約国会議に報告する。

2　締約国は、第三条、第五条及び第七条から第九条までに定める情報を自国の報告に含める。

3　締約国会議は、その第一回会合において、関連する他の化学物質及び廃棄物に関する条約との間で報告を調整することが望ましいことを考慮して、締約国が従う報告の時期と様式について決定する。

第二十二条　有効性の評価

1　締約国会議は、この条約の効力発生の日から六年以内に及びその後は締約国会議が決定する間隔で定期的に、この条約の有効性を評価する。

2　締約国会議は、評価を円滑にするため、その第一回会合において、環境における水銀及び水銀化合物の存在及び移動に関する比較可能な監視に基づくデータ並びに生物的な媒体及び被害を受けやすい人々に認められる水銀及び水銀化合物の水準の傾向に関する比較可能な監視に基づくデータの提供を受けるための取決めを行うことを開始する。

3　評価は、次のものを含む利用可能な科学、環境、技術、資金及び経済に関する情報に基づいて実施される。

(a)　2の規定により締約国会議に提供される報告その他の監視に基づく情報

(b)　前条の規定により提供される報告

(c)　第十五条の規定に従って提供される情報及び勧告

(d)　この条約に基づいて設ける資金援助、技術移転及び能力形成の取決めを運用することについての報告その他の関連する情報

第二十三条　締約国会議

1　この条約により締約国会議を設置する。

2　締約国会議の第一回会合は、国際連合環境計画事務局長がこの条約の効力発生の日の後一年以内に招集する。その後は、締約国会議の通常会合は、締約国会議が決定する一定の間隔で開催する。

3　締約国会議の特別会合は、締約国会議が必要と認めるとき又はいずれかの締約国から書面による要請がある場合において、事務局が当該要請を締約国に通報した後六箇月以内に締約国の少なくとも三分の一がその要請を支持するときに開催する。

4　締約国会議は、その第一回会合において、締約国会議及びその補助機関の手続規則及び財政規則並びに事務局の任務の遂行のための財政規定をコンセンサス方式により合意し、及び採択する。

5　締約国会議は、この条約の実施について絶えず再検討し、及び評価する。締約国会議は、この条約により課された任務を遂行するものとし、このため、次のことを行う。

(a)　この条約の実施に必要と認める補助機関を設置すること。

(b)　適当な場合には、能力を有する国際機関並びに政府間及び非政府の団体と協力すること。

(c)　第二十一条の規定に基づいて締約国会議及び事務局に利用可能となった全ての情報を定期的に再検討すること。

(d)　実施及び遵守に関する委員会が締約国会議に提出する勧告を検討すること。

(e)　この条約の目的を達成するために必要な追加の措置を検討し、及びとること。

(f)　第四条及び第五条の規定に従って附属書A及び附属書Bを再検討すること。

6　国際連合、その専門機関及び国際原子力機関並びにこの条約の締約国でない国は、締約国会議の会合にオブザーバーとして出席することができる。この条約が対象とする事項について認められた団体又は機関（国内若しくは国際の又は政府若しくは非政府のもののいずれであるかを問わない。）であって、締約国会議の会合にオブザーバーとして出席することを希望する旨事務局に通報したものは、当該会合に出席する締約国の三分の一以上が反対しない限り、オブザーバーとして出席することを認められる。オブザーバーの出席及び参加については、締約国会議が採択する手続規則に従う。

第二十四条　事務局

1　この条約により事務局を設置する。

2　事務局は、次の任務を遂行する。

(a)　締約国会議の会合及びその補助機関の会合を準備すること並びに必要に応じてこれらの会合に役務を提供すること。

(b)　要請に応じ、締約国（特に開発途上締約国及び移行経済締約国）がこの条約を実施するに当たり、当該締約国に対する支援を円滑にすること。

(c)　適当な場合には、関係国際団体の事務局、特に他の化学物質及び廃棄物に関する条約の事務局との調整を行うこと。

(d)　この条約の実施に関する情報の交換について締約国を支援すること。

(e)　第十五条及び第二十一条の規定に基づいて受領した情報その他の利用可能な情報に基づく定期的な報告を作成し、及び締約国に利用可能にすること。

(f)　締約国会議の全般的な指導の下に、事務局の任務の効果的な遂行のために必要な事務的な及び契約上の取決めを行うこと。

(g)　その他この条約に定める事務局の任務及び締約国会議が決定する任務を遂行すること。

3　この条約の事務局の任務は、締約国会議が、出席し、かつ、投票する締約国の四分の三以上の多数による議決により、一又は二以上の他の国際機関に事務局の任務を委任することについて決定しない限り、国際連合環境計画事務局長が遂行する。

4　締約国会議は、適当な国際団体と協議の上、事務局と他の化学物質及び廃棄物に関する条約の事務局との間の協力及び調整の拡充について定めることができる。締約国会議は、適当な国際団体と協議の上、この事項について追加的な指導を行うことができる。

第二十五条　紛争の解決

1　締約国は、この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争を交渉又は紛争当事国が選択するその他の平和的手段により解決するよう努める。

2　地域的な経済統合のための機関でない締約国は、この条約の解釈又は適用に関する紛争について、同一の義務を受諾する締約国との関係において次の紛争解決手段の一方又は双方を義務的なものとして認めることをこの条約の批准、受諾若しくは承認若しくはこれへの加入の際に又はその後いつでも、寄託者に対し書面により宣言することができる。

(a)　附属書E第一部に規定する手続による仲裁

(b)　国際司法裁判所への紛争の付託

3　地域的な経済統合のための機関である締約国は、2の規定に基づく手続による仲裁に関して同様の効果を有する宣言を行うことができる。

4　2又は3の規定に基づいて行われる宣言は、当該宣言に付した期間が満了するまで又は書面による当該宣言の撤回の通告が寄託者に寄託された後三箇月が経過するまでの間、効力を有する。

5　宣言の期間の満了、宣言の撤回の通告又は新たな宣言は、紛争当事国が別段の合意をしない限り、仲裁裁判所又は国際司法裁判所において進行中の手続に何ら影響を及ぼすものではない。